



# 申8号「業務指示に伴う作業に対する労働時間の付与を求める申し入れ」

2025年11月20日新潟支社より出向社員に対し、joi-Tab 端末老朽取替え作業について文章が出されました。会社が指定した箇所までの移動時間を含む取替作業を自分の時間で行うとした内容に対して、joi-Tab 端末取替えは業務指示であることから労働時間の付与を求め団体交渉を行いました。

## 1. 業務指示に伴う作業に対して労働時間の付与を行うこと。

回 答：出向休職者は Joi-Tab の初期設定及び現行 Joi-Tab の初期化作業は行っておらず、端末の授受のみを行うこととしていることから、労働時間として取り扱わないものとする。

（組 合）Joi-Tab 端末の交換作業を労働時間として取り扱わない理由は何か？

（会 社）Joi-Tab 端末の交換作業における取り扱いは**本社通達に基づく。出向者の端末交換作業を労働時間としない理由は初期設定作業等の有無による。タブレットの初期設定作業がある方は労働時間。出向者は初期設定済みの端末交換のみなので労働時間としていない。**

（組 合）出向者に対する交換はどのように行ったのか？

（会 社）新潟支社独自として8カ所に交換拠点を立てて対応する手段をとった。交換箇所の案内は出向社員の就労箇所から選定。理由はこれまで端末交換時に様々な問い合わせが多くあった。対面で対応することで個別の問い合わせに対応できるようにした。郵送する手段もあるが出向社員が端末受け取り手続きと、送り返し手続きが発生し出向社員に手間がかかってしまう。移動時間が手間となれば次回交換作業拠点含め検討する。設定された期間に交換作業ができない場合は連絡をもらえれば出向社員と調整し個別で対応とした。

（組 合）通達に基づくとのことだが、Joi-Tab 端末は実質業務に必要不可欠なものである。自分の時間で交換としたことで勤務地または居住地から交換拠点までの移動を含め半日かかった社員もいる。労働者側の認識は**業務に必要な端末の交換は業務時間として取り扱うべき**である。

（会 社）労働時間として取り扱う主張承るが、本社の通達文書に基づく取り扱いとした。

# 納得できる職場環境構築のため引き続き取り組みます！